

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの期間及び59年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和59年9月

私は、婚姻前（申立期間①）は、住み込みをしていた仕事先の事業主の妻が私の国民年金保険料を納付し、婚姻後（申立期間②及び③）は、私の妻が送られてきた納付書によって、毎月、金融機関で私の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月に婚姻した後、申立期間②及び③を除き未納期間はなく、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人の妻が記憶している納付書の様式は、申立期間②及び③当時、申立人が居住していた市町村において使用されていた納付書の様式とほぼ一致していることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②及び③はそれぞれ6か月及び1か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みとされていることから、申立人の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻は、当該期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取っていたものと考えられる上、当該期間の前後において、申立人及びその妻の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の妻が申立人の申立期間②及び③に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、申立人は、住み込みをしていた仕事先の事業主の妻が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張するが、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、昭和52年8月に事業主の妻が居住するA県からB県に転出していることが確認できることから、申立内容には不自

然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされる事業主の妻からは、申立人の国民年金保険料を納付していた期間についての具体的な供述が得られない上、申立人は、住み込みによる見習期間（20 歳から約3年間）が終わり、事業主の家を出た後は、A 県及びB 県において自分で国民年金保険料を納付した記憶は無いと供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 59 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤及び⑧に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を昭和29年8月2日に、B（船舶所有者）における資格取得日に係る記録を31年9月20日に、資格喪失日に係る記録を32年3月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、申立期間⑤のうち、29年8月から30年4月までは6,000円、同年5月及び同年6月は1万8,000円、申立期間⑧は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤及び⑧の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年11月1日から24年1月1日まで
② 昭和24年7月27日から同年8月16日まで
③ 昭和24年9月1日から同年12月1日まで
④ 昭和25年6月30日から同年8月4日まで
⑤ 昭和29年8月2日から30年7月1日まで
⑥ 昭和30年9月25日から同年10月1日まで
⑦ 昭和31年5月27日から同年5月29日まで
⑧ 昭和31年9月20日から32年3月6日まで

私の船員手帳によると、私は、申立期間①、②、③及び④はA氏のC丸に、⑤、⑥、⑦及び⑧は同氏のD丸に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

なお、私の船員手帳には、申立期間⑤の途中である昭和30年5月23日に、私の職務が機関士から機関長へ変更された記録が確認できる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間⑤において、船舶所有者AのD丸に乗船勤務（昭和30年5月23日に機関士から機関長に職務変更。）していたことが確認できる。

また、当時の同僚からは、「申立期間⑤当時、D丸には、申立人を含めて18人位が乗船勤務していた。」旨の供述が得られ、D丸の船員保険に係る各種手続きを行っていたE組合が保管する同船の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑤当時、同船で船員保険の被保険者資格を取得している者は17人確認できる。

さらに、E組合からは、「基本的には、どのような職種の者であっても、乗船して勤務する以上、船員保険には必ず加入させていたはずである。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間⑤当時、D丸に乗船勤務していた同僚等と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑤のうち、昭和29年8月から30年4月までの標準報酬月額については、申立人と同じ職種（機関士）の同僚等の当該期間の船員保険被保険者名簿の記録から、6,000円とし、30年5月及び6月の標準報酬月額については、申立人のD丸における前任者（機関長）の30年4月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、社会保険事務所（当時）が保管していたD丸の船員保険被保険者名簿及びE組合が保管する同船の船員保険被保険者名簿とも、申立人は、申立期間⑤の期末日である昭和30年7月1日に、同船で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険事務所及びE組合がともに資格取得日を誤って記録するとは考え難いことから、事業主が当該日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年8月から30年6月までの船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑧について、申立人が提出した船員手帳の記録及び当時の同僚の供述により、申立人は、申立期間⑧において、D丸に機関長として乗船勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管していた船舶所有者名簿によると、申立期間⑧当時のD丸の船舶所有者はBであり、当該D丸の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑧当時、同船で船員保険の被保険者資格を取得している者のうち、職種が「機関長」とされている者は確認できないところ、E組合は、「当時、機関長が不在のままでは出港できなかった。」旨を供述している。

さらに、BのD丸の船員保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑧の前後の期間は、申立人又は他の同僚が機関長として、同船で船員保険の被保険

者資格を取得していることが確認できることから、同船では、申立期間⑧においてのみ、機関長が乗船しておらず、また、船員保険に未加入であったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑧に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑧の標準報酬月額については、申立期間⑧の前後の期間において、申立人と同じ職種（機関長）でD丸に乗船勤務していた同僚等の当該期間の船員保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料は無いが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月から32年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦における申立人の勤務実態及び船員保険料控除の有無等について、同僚等からの供述は得られない上、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管していた船舶所有者名簿によると、Aは、申立期間①及び④において船員保険の適用事業所ではなく、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和 35 年 7 月 1 日に、B社の資格喪失日を 40 年 5 月 1 日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、35 年 6 月は 1 万円、40 年 4 月は 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、昭和 35 年 6 月 12 日から同年 7 月 1 日までの期間については明らかでない認められ、40 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 12 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、給与支払明細書を見ると、A社に勤務していた最終月（昭和 35 年 6 月）及びB社に勤務していた最終月（40 年 4 月）について、それぞれ厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書、雇用保険の加入記録並びにA社及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①はA社に（昭和 35 年 7 月 1 日にC社へ出向）、申立期間②はB社に（40 年 5 月 1 日にD社へ出向）、それぞれ勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 35 年 6 月分の給与支払明細書から 1 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出した 40 年 4 月分の給与支払明細書から、3 万 6,000 円

とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるをえない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から13年3月までの国民年金保険料については、免除及び学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から12年9月まで
② 平成12年10月から13年3月まで

私は、大学在籍中に20歳になり、母親が個別訪問に来た係員から勸奨を受けたことを契機に、国民年金の加入手続を行うとともに、継続して学生免除及び学生納付特例の申請を行っていたにもかかわらず、平成9年10月から10年3月までの6か月しか全額免除となっておらず、同じ大学在籍期間であった申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の直前の平成9年10月から10年3月までが学生免除とされていることから、申立期間についても、申立人の母親が学生免除及び学生納付特例の申請を行っていたと主張しているが、申立人が、申立期間のうち、10年4月から12年3月までの期間に居住していた市町村では、申立期間当時、学生免除の申請が承認された者に対して、翌年度の学生免除に関する案内を行うことはなかったと回答している上、申立人の学生免除及び学生納付特例の申請を行っていたとする申立人の母親は、申請時期、申請回数及び免除決定通知等について、記憶が明確でなく、免除申請の状況が不明である。

また、申立人の母親は、個別訪問に来た係員に申立人の学生免除及び学生納付特例の申請を行ったと供述しているが、申立人の戸籍の附票及びオンライン記録によれば、申立人は平成12年3月に、母親の居住する都道府県とは別の都道府県に転出していたことが確認できることから、申立期間のうち、12年4月から13年3月の期間について、申立人の母親の居住地を管轄する

市町村又は社会保険事務所（当時）の職員が、申立人の母親宅へ個別訪問したとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間の学生免除及び学生納付特例の申請に関与しておらず、申立期間についても、学生免除に関する書類さえ届いていれば、申立人の母親が申請を行ったはずだと述べるのみで、手続に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人の免除申請がなされていたことを示す関連資料（免除決定通知書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる関連事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除及び学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 464 (事案 257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 47 年 3 月まで

私は、平成 19 年 11 月 7 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、妻が私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅で集金人に納付していたことは確かであることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、今回の再申立に当たって、申立期間中の妻の領収書が見つかったので、自分の国民年金保険料も妻が納付しているはずであり、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 3 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、41 年 4 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付できない期間であるとともに、46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるため、集金人では収納できなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は 75 か月と比較的長期間である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻も死亡しているなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間中における妻の国民年金保険料の領収書が見つかったことから、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も納付していたはずであると主張しているが、当該領収書は、オンライン記録及び市町村の被保険者名簿により申立人の妻が納付済みとされている期間に係る領収書であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとは言い難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から26年12月15日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和27年10月11日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定されたとする当時、脱退手当金は、被保険者期間が6月以上20年未満の女子が婚姻、分娩のため資格喪失した時に支給することとされているところ、申立人は、「結婚するために退職した。また、結婚後は再就職する意思は無かった。」旨を供述しており、脱退手当金の受給要件を満たしているとともに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入した昭和36年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがわれない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月ごろから 57 年 8 月ごろまで
私は、昭和 55 年 11 月ごろから 57 年 8 月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚は、同社に入社したとされる日から、最短で1日未満及び最長で11か月経過した日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた事業所の被保険者原票を見ると、申立人は、昭和48年4月17日から57年1月1日まで、申立人の夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

加えて、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。